

平成30年 3 月 30 日

了 解 事 項

警察庁交通局交通規制課長

今村 剛



国土交通省道路局道路交通管理課長

土井 弘次



「一般有料道路指針における情報提供装置の設置運用に関する指針」（平成8年3月25日付け警察庁丁規発第36号、建設省道交発第10号）記2に基づき、平成34年度までに供用予定の一般有料道路を下記のとおり分類する。

記

道路名（有料区間）	県 警	分 類
首都圏中央連絡自動車道（栄IC・JCT～藤沢）	神奈川	（1）高規格幹線道路
首都圏中央連絡自動車道（大栄JCT～松尾横芝）	千葉	（1）高規格幹線道路
東海環状自動車道（養老JCT～東員）	岐阜	（1）高規格幹線道路
	三重	
東海環状自動車道（関広見～大垣西）	岐阜	（1）高規格幹線道路

道路名（有料区間）	県 警	分 類
京都線（油小路線）	京都	(2)高規格幹線道路又は都市高速道路（首都高速道路、阪神高速道路、名古屋高速道路、福岡北九州高速道路、広島高速道路）に接続する道路及びこれらに接続する道路
堺泉北道路	大阪	(2)高規格幹線道路又は都市高速道路（首都高速道路、阪神高速道路、名古屋高速道路、福岡北九州高速道路、広島高速道路）に接続する道路及びこれらに接続する道路

以 上